

# 実行行為より前段階での処罰規定

共謀罪	13	爆発物取締罰則 第4条 (爆発物使用) 特定秘密保護法 第25条 (秘密漏えい)
陰謀罪	8	刑法 第78条 (内乱) 第88条 (外患誘致)
予備罪	37	刑法 第201条 (殺人) 破壊活動防止法 第39条 (放火) 第40条 (騒乱)
準備罪	8	出入国管理法 第74条の3 (密航者の入国) 海賊行為処罰法 第3条 (海賊行為目的航行)

# テロ防止関連 13 条約（締結済）

1. 航空機内の犯罪防止条約（東京条約）
2. 航空機不法奪取防止条約（ヘーグ条約）
3. 民間航空不法行為防止条約（モントリオール条約）
4. 国家代表等犯罪防止処罰条約
5. 人質行為防止条約
6. 核物質防護条約
7. 空港不法行為防止議定書
8. 海洋航行不法行為防止条約
9. 大陸棚プラットフォーム不法行為防止議定書
10. プラスチック爆薬探知条約
11. テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約
12. テロ資金供与防止条約
13. 核テロリズム防止条約

## テロ関係条約のうち日本が未締結のもの\*

1. 航空機の不法な奪取の防止に関する条約の追加議定書（北京議定書）
2. 国際民間航空についての不法な行為の防止に関する条約（北京条約）
3. 航空機内で行われた犯罪その他ある種の行為に関する条約の改正に係る議定書（東京条約改正議定書）
4. 海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約の二千五年の議定書（海洋航行不法行為防止条約 2005 年議定書）
5. 大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法な行為の防止に関する議定書の二千五年の議定書（大陸棚プラットフォーム不法行為防止議定書の 2005 年議定書）

※国連のテロ対策に関するホームページ (<http://www.un.org/en/counterterrorism/legal-instruments.shtml>) にある条約のうち未締結のもの

(例)

- テロ組織が殺傷能力の高い化学薬品を製造し、これを用いて同時多発的に一般市民の大量殺人を行うことを計画した上、例えば、殺傷能力の高い化学薬品の原料の一部を入手した場合
- テロ組織が複数の飛行機を乗っ取って高層ビルに突撃させるテロを計画した上、例えば、搭乗予定の航空機の航空券を予約した場合
- テロ組織の複数のクラッカーが分担してウイルス・プログラムを開発し、そのウイルスを用いて全国各地の電力会社、ガス会社、水道会社等の電子制御システムを一斉に誤作動させ、大都市の重要インフラを麻痺させてパニックに陥らせることを計画した上、例えば、それらのクラッカーがコンピュータウイルスの開発を始めた場合